

地域包括支援センターにご相談ください

問 高齢介護課 ☎0176-51-6720

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう総合的に支援する地域の相談窓口「**高齢者のあんしん相談所**」です。

市では、小学校区を基に市内を**北・東・西南**の三つの圏域に分けて地域包括支援センターを設置しています。医療・介護・福祉の専門家である**保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士**などの職員がチームで対応しますので、お気軽にご相談ください。

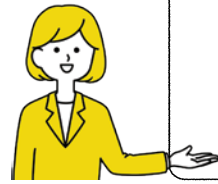
北地域包括支援センター

所在地 西二番町4-3 十誠ビル1階
☎0176-51-6056 **FAX** 0176-51-6058
開設時間 月～土曜日 午前8時30分～午後5時30分
休業日 日曜日、休日、12月29日～1月3日
担当圏域（小学校区） 北園小、大深内小、深持小、ちとせ小



例えばこんな事に悩んだときは、

地域包括支援センターへご相談ください



- ▶ 高齢者への虐待の事
- ▶ 高齢者のお世話に関する事
- ▶ 介護や福祉、医療に関する事
- ▶ どこに相談したらよいか分からない事

東地域包括支援センター

所在地 東十三番町18-1
☎0176-27-1513 **FAX** 0176-27-1514
開設時間 月～土曜日 午前8時30分～午後5時15分
休業日 日曜日、休日、12月29日～1月3日
担当圏域（小学校区） 三本木小、東小、藤坂小、高清水小



西南地域包括支援センター

所在地 穂並町6-27
☎0176-51-4250 **FAX** 0176-51-4251
開設時間 月～土曜日 午前8時30分～午後5時15分
休業日 日曜日、休日、12月29日～1月3日
担当圏域（小学校区） 南小、西小、四和小、沢田小、法奥小、十和田湖小



高齢者の権利を守ります

高齢者虐待防止法では、65歳以上の人を「高齢者」と定義しています。高齢者虐待は、家族や親族などの養護者、施設の職員などから高齢者に対して行われる虐待行為です。

市では、虐待の予防や早期発見、早期対応、財産管理のことなど、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行います。高齢者虐待に気付いたら地域包括支援センター、または高齢介護課へご相談ください。

高齢者虐待の種類は5つあります

身体的虐待

- ▶ たたく、つねる、蹴る、やけどをさせる
- ▶ 自由に動けないように体を拘束するなど

心理的虐待

- ▶ 怒鳴る、ののしる、侮辱して子どものように扱うなど

性的虐待

- ▶ 排せつ時や排せつ介助時に、カーテンなどで目隠しをしないなど

介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

- ▶ 不衛生な状態で生活させる
- ▶ 食事をさせない
- ▶ 医療が必要であるにも関わらず、受診させないなど

経済的虐待

- ▶ 生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- ▶ 高齢者本人の金銭を自分のために使う
- ▶ 入院や施設などへの費用を払わないなど

